



JASDAQ

平成 28 年 3 月 1 日

各 位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町 436 番地の 2
株式会社 エスケーエレクトロニクス
代表取締役社長 石 田 昌 徳
(コード番号：6677)
問い合わせ先 経営戦略室長 前 川 隆
電 話 番 号 075 (441) 2333 (代表)

和解による訴訟の解決および特別利益の発生に関するお知らせ

当社がシャープ株式会社（以下、「シャープ社」）に対して、平成 25 年 12 月 3 日付にて大阪地方裁判所に提起した調整金残金等請求訴訟につきまして、平成 28 年 2 月 29 日付で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、シャープ社とのフォトマスク取引に関する合意に基づく調整金残金等の支払いを求めて、大阪地方裁判所に本訴訟を提起しておりましたが、この度、同裁判所より和解勧告を受け、本件訴訟の早期解決を図る観点から、冒頭記載のとおり和解に応じることといたしました。

2. 和解の相手方の概要

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 名称 | シャープ株式会社 |
| (2) 所在地 | 大阪市阿倍野区長池町 22 番 22 号 |
| (3) 代表者の役職、氏名 | 代表取締役社長 高橋 興三 |

3. 和解内容の要旨

被告（シャープ社）は原告（当社）に対し、本件解決金として 8 億円を支払い、原告は被告に対するその余の請求を放棄する。また、両者は、本件に関し、和解条項に定めるものの他、被告が原告に予備的に主張する 13 億 7 千万円余の差額金残金支払請求権を含め、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

4. 特別利益の発生および業績に与える影響額

今回の和解により、当社は平成 28 年 9 月期第 2 四半期におきまして、本訴訟の解決金 8 億円を、受取和解金として特別利益に計上する予定であります。

なお、これに伴う平成 28 年 9 月期の業績予想への影響については、本日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上